

長岡京市廃棄物減量等推進審議会設置に関する根拠法令

【法律】

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （抄）

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

【条例】

■長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 （抄）

(廃棄物減量等推進審議会)

第23条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、長岡京市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【規則】

■長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則 （抄）

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 条例第23条の規定により設置する長岡京市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が召集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、審議会に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項